



定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定に限る。）

六 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。第百八条の二（人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。）の規定に限る。）

七 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号。第六十条（第二号に係る部分に限る。）の規定に限る。）

八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号。第五条。第六条並びに第七条第一項及び第二項の規定に限る。）

九 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第百四十号。第三十八条第一項及び第二項、第三十九号、第四十条、第四十二条並びに第四十三号の規定に限る。）

十 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号。第三十一条、第三十一条の二及び第三十一条の三（第四号に係る部分に限る。）の規定に限る。）

十一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号。第百九条第一項、第三項及び第四項（いずれも同法第六十九号の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。）並びに第百二十二条第一項（同法第百九条第一項（同法第六十九号の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）及び第百九条の二第二項（同法第六十九号の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。））））

十二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。第百八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第百二十一条の規定に限る。）

十三 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号。第三条及び第五条第一項から第三項までの規定に限る。）

十四 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号。第二十六条及び第二十七条の規定に限る。）

十五 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の六から第三十一条の九まで及び第三十一条の十一から第三十一条の十三までの規定に限る。）

十六 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十三年法律第百一十一号。第二条第一項の規定に限る。）

十七 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第百二号。第一条第一項、第二条第一項及び第三条の規定に限る。）

十八 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）

十九 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）

二十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号。第一条から第五条までの規定に限る。）

二十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）

二十二 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号。第九条及び第十号の規定に限る。）

二十三 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三十九号。第九号第一項から第三項までの規定に限る。）

二十四 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。第三十八号から第四十一条までの規定に限る。）

二十五 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）

二十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第六十七号から第七十一条までの規定に限る。）

二十七 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号。第二十二号及び第二十三号の規定に限る。）

二十八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十

六号。第三条（第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。）、第六条（第一項第一号に係る部分に限る。）並びに第六条の二第一項及び第二項（いずれも同法別表第四第一号（同法別表第三第一号（同法第三条（第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。））に係る部分に限る。）））

（刑法第二百二十六条に係る部分に限る。）及び（刑法第二百三十六条及び第二百三十九条に係る部分に限る。）、第三号、第六号、第十六号（外国為替及び外国貿易法第六十九号の七第一項に係る部分については、同項第四号にあっては同法第四十八号第三項の規定により同法第四十八号の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分））

（同法第六十九号の七第一項第五号にあっては同法第五十二条の規定により同法第十号第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）、第十七号（電波法第百八条の二第一項に規定する人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。））

（同法第六十九号の十一第一項第九号、第十二号、第三十四号（関税法第百九条第一項（同法第六十九号の十一第一項第九号、第十二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。）以下この号において同じ。））

（同法第六十九号の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。）以下この号において同じ。）及び第百九十二条第二項（同法第百九条第一項及び第百九十二条の二第一項に係る部分に限る。））

三十 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号。第二条から第五条までの規定に限る。）

三十一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）

三十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

三十三 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号。第二十一条及び第二十二条の規定に限る。）

三十四 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）

三十五 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条の規定に限る。）

三十六 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）

別表第三（第四条関係）  
一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十七号第一項の規定による処分又は同法第百一条第一項に規定する犯則事件の調査が行われる場合

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項の規定による調査が行われる場合

三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。））

同法第百七十七号の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七号（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号））第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。））第六十号第三項、第二百十九号第三項及び第二百二十三号第三項において準用する場合を含む。）の規定による

る処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第百六十一條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二條において準用する場合を含む。）に規定する犯罪事件の調査が行われる場合

四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十三條第一項（同法第十六條の二第六項及び第三十四條の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一條の二第一項（同法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四條の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の六の規定による審判手続が行われる場合

五 檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）第二條第一項第一号に規定する審査が行われる場合

六 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六條の二第一項又は第三項の規定による調査が行われる場合

七 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め、協力の要請又は犯罪事件の調査が行われる場合

八 破壊活動防止法第十一條の規定による処分の請求、同法第二十二條第一項の規定による審査、同法第二十七條の規定による調査又は同法第二十八條第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十條において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われる場合

九 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一條第一号に規定する共助（同法第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八條第一項の協力が行われる場合

十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第二十一條の規定による共助が行われる場合

十一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九條第一項の規定による諮問が行われる場合

十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十九條第一項又は第二項の規定による共助が行われる場合

十三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第七條第一項、第十四條第一項若しくは第二十九條の規定による調査、同法第七條第二項若しくは第十四條第二項の規定による立入検査又は同法第十二條第一項の規定による処分の請求が行われる場合

十四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十九條第一項の規定による諮問が行われる場合

十五 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第六條第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七條第一項に規定する外国譲与財産支給手続が行われる場合

十六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二條第四号に規定する証拠の提供、同法第十号に規定する執行協力又は同法第五十二條第一項に規定する管轄刑事事件の捜査に関する措置が行われる場合

十七 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八條第一項、第十一條第四項若しくは第十四條第二項の規定による移管又は同法第二十一條第四項の規定による諮問が行われる場合